

当 面

非 公 開

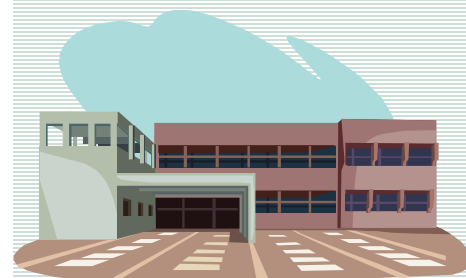
令和6年2月20日

部長会議資料

令和5年度に選定を追加する施設について

〔令和6年度中に供用開始を予定する施設について〕

総務部 公有財産活用グループ
公共施設マネジメント推進課



1 選定方針の見直し

令和5年10月31日の部長会議で決定した選定方針を、施設の現状や指定管理者選定委員会の審議結果を踏まえ、**公募から非公募に見直すもの**

- 施設名 : **ながのこども館**（城山公園屋内遊戯施設）〔令和5年12月市議会で設置条例可決〕
- 非公募とする相手先 : **長野市開発公社及び従前の管理者を想定（調整中）**
- 指定期間 : **2年10か月**

（1）こども館でのサービスに対する市の考え

- こども館は新しく生まれ変わったことから、**その魅力を常に発揮し続けるため、より高いサービス・新たなサービスを提供し続けていくことが必要**
- そのためには、旧少年科学センターで提供していたサービスにとどまらず、新しく備えた遊具のメーカーやこどもに関わる福祉などの**関係者の知見を加えたサービスを提供していく必要がある**のではないかと
- 7月から8月としている開館時期は、夏休み期間と重なることで**相当の混雑が予想されるため、確実な開館運営が必要**ではないかと

(2) 指定管理者選定委員会（令和5年12月20日開催）の審査結果

【こども館の指定管理者選定における現状】

- ✓ 市が募集に当たって指定事業として示している範囲は、主に**施設管理に関する業務に限られている**
- ✓ さらに、混雑が予想される開館直後の「**動物園、駐車場との一体的な混雑対策**」や「**旧少年科学センターで実施していた一部イベントの継続**」といった条件がある
- ✓ 市が新しいサービス、運営水準を定めた上で**公募に切り替えていく必要がある**

【公募・非公募】

- ☞ 開館時は、不可分な施設利用を想定している動物園の指定管理者であり、かつ公園駐車場の管理者である**市開発公社をメインに据えた団体を非公募の相手方とすることは妥当**

【指定期間】

- ☞ 施設の真価を発揮させるための準備期間として、**短期間とする指定期間は妥当**

選定委員会の決定を踏まえ、**非公募に見直す。**

2 今後のスケジュール

